

# うきは市事業用地等登録制度のご案内

市内にある企業等の立地に適した未利用の土地・建物の所有者の方で、その物件について売却・賃貸を検討される方は、ぜひご相談ください。

## 登録条件

- ① 用地の場合1区画の面積が1,000㎡以上であること。工場、倉庫としては延床面積が500㎡以上であること。事務所、店舗等(空き家を含む)では公道に接していること。
- ② 所有権等の権利について争いのないもの。
- ③ 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし権利の抹消が確実な物件である場合はこの限りではない。
- ④ 建物がある場合は、所有者と土地の名義人とが同一であること。土地の名義人が異なる場合は、その名義人の承諾を得ていること。
- ⑤ 都市計画法、建築基準法、消防法、その他の法令に抵触しないこと。
- ⑥ すでに不動産業者に仲介を依頼されている場合は、了解を得ること。

## 申請できる方・申請時に必要なもの

申請できる方: 物件所有者

申請時に必要なもの: うきは市事業用地等登録申請書(様式第1号)

物件を特定するために必要な書類(地番・地目等が分かる書類、現況写真等)

## 手続きイメージ

①未利用地等の登録

物件所有者



②情報の登録・公開

うきは市



③立地希望の申し出

立地希望者

①と③のマッチングまで市が仲介し、その後①、③で交渉・契約へ

### 【留意事項】

- ・市は情報の提供を行うのみで、交渉や契約手続きには関与いたしません。
- ・登録された情報は原則インターネットで情報公開します。ただし空き家情報等は所有者との協議のうえ判断いたします。
- ・登録された情報は福岡県の企業誘致担当に情報提供することがあります。

## 申請窓口・問い合わせ先

うきは市役所都市計画準備課 計画・調整係

TEL: 0943-76-9063 FAX: 0943-75-5509

mail: keikaku@city.ukiha.lg.jp

